

第 3 次旭川市配偶者等からの暴力防止及び 被害者支援に関する基本計画（案）概要版

1 計画策定の趣旨

配偶者等からの暴力（ドメスティックバイオレンス。以下「DV」という。）は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、どんな理由があっても決して許されるものではありません。また、被害者の多くは女性であり、経済的自立が困難であるなどの事情におかれている女性に対し配偶者等が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女共同参画社会の実現の妨げとなるだけではなく、子どもにとっては心理的虐待とされる行為であり、最終的には子どもの貧困にもつながりうるものです。

本市では、「第 2 次旭川市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援に関する基本計画」（以下「第 2 次計画」という。）を策定し、DVの防止及び被害者の保護・支援に努めてきました。

本計画は、第 2 次計画の期間が平成 30 年度までとなっていることから、第 2 次計画策定後の社会情勢の変化や本市における現状を踏まえ、計画の改定を行うもので、今後はこの計画に基づき着実に各種施策を推進し、DVの根絶を目指します。

2 計画の位置付け

- (1) この計画は配偶者暴力防止法第 2 条の 3 第 3 項の規定に基づく市町村基本計画です。
- (2) 男女共同参画推進条例の趣旨を踏まえるものです。

3 計画の期間

平成 31 年度からの 5 年間

4 配偶者等からの暴力をめぐる現状

(1) 配偶者等からの暴力被害経験等（全国調査結果）

平成 29 年度内閣府「男女間における暴力に関する調査」の結果より

- ・「これまでに結婚したことがある」と回答した人のうち、配偶者から暴力被害を受けたことがあると回答した人は 26.1%。
- ・「交際相手がいた（いる）」という人のうち、交際相手から暴力被害を受けたことがあると回答した人は 16.7%。
- ・配偶者から何らかの被害を受けたことがあった人のうち、誰かに相談した人は 47.1%。交際相手から何らかの被害を受けたことがあった人のうち、誰かに相談した人は、55.9%。

(2) 旭川市における相談状況等

- ・旭川市配偶者等暴力相談支援センターへの相談件数は、年間80件前後。
- ・北海道警察における配偶者からの暴力事案に関する相談の受理件数は、増加傾向にある。
- ・加害者からの暴力により避難が必要な場合に行う一時保護人数は近年減少傾向にある。

5 本市における課題

(1) 配偶者等からの暴力についての認識の浸透

DVが重大な人権侵害であることについての認識を深め、DVを容認しない社会の実現に向け取組を進めていく必要があります。

(2) 被害者の早期発見・早期相談の促進

被害者が早期に相談機関に相談するよう、被害者を発見しやすい立場にある身近な人や医療、福祉、教育機関などの職務関係者が被害者に気付き、警察に通報したり、相談機関へつなぐことを促進していくことが必要です。

(3) 被害者の適切な保護

一時保護を望まない被害者が増えていますが、被害者の意思を尊重しつつも、危険の度合いを的確に見極め、被害者に一時保護制度の利用について助言していく必要があります。

(4) 被害者の精神的なケアの実施

被害者が、心身ともに被害から回復することができるよう、精神的なケアを実施していく必要があります。

(5) 関係機関や団体との連携の強化

きめ細かで切れ目のない支援を行うために、関係機関や団体との連携をこれまで以上に強化していく必要があります。

6 計画の基本的視点

(1) DVは、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、どんな理由があっても決して許されないという視点に立ちます。

(2) 被害者の安全確保を第一に、被害が深刻となる前のできるだけ早い段階で発見したり、被害者と子どもの適切な保護を行うなど、支援体制を充実します。

(3) 被害者の自立のため、被害者の状況や意思に応じた総合的で継続的な支援に努めます。

(4) 関係機関・団体と相互に連携協力し、DV防止や相談への対応、保護から自立支援まで、被害者の立場に立った切れ目のない継続した支援のためのネットワークづくりに努めます。

(5) 被害者が二次的被害を受けず、安心して支援を受けることができるよう、女性相談員等の研修や啓発に努めます。

7 計画の基本的方向

基本的方向 配偶者等からの暴力の根絶

8 施策の展開

基本目標 1 DV防止に向けた啓発の推進

基本施策 1 DVに関する知識の普及

広報・啓発活動を通じ、DVに関する正しい知識の普及に取り組みます。

基本施策 2 人権教育の推進

学校や、地域社会において、人権尊重や男女共同参画の視点に立った教育を推進します。

基本施策 3 若年層に対する予防啓発の推進

DVに対する正しい知識を持ち、将来にわたり交際相手や配偶者と対等な人間関係を築いていけるよう、若年層に対する予防啓発活動と相談窓口の周知を図ります。

基本施策 4 通報についての啓発

配偶者等から身体に対する暴力を受けている人を発見したときの通報先や通報の意義について啓発を行います。

基本目標 2 被害者の早期発見と相談支援体制の充実

基本施策 1 医療、福祉、教育機関等と連携した被害者の発見

医療、福祉、教育機関等被害者を発見しやすい立場にある職務関係者と連携して、被害者の早期発見に取り組みます。

基本施策 2 安全で安心な相談環境の整備

配偶者暴力相談支援センターにおいて、被害者の安全が確保され、安心して相談することができる窓口環境を整備します。

基本施策 3 相談支援体制の充実

配偶者暴力相談支援センターの相談機能の充実に努めるとともに、庁内の関係部署や警察等の関係機関、民間団体等が連携して支援を行うことにより、それぞれの被害者の状況や事情に対応した相談支援を行います。

基本施策 4 職員の相談対応能力の向上

関係部署の職員を対象とした研修を実施し、相談対応能力の向上に努めます。

基本目標 3 適切な被害者の保護

基本施策 1 被害者の安全確保のための支援

被害者の安全確保のための制度について被害者に情報提供し、被害者の意思を尊重しながら、制度の利用に当たっての助言や支援を行います。

基本施策 2 危険が急迫しているときの迅速な一時保護の実施

被害者に危険が急迫しているときには、警察に通報するとともに、迅速に一時保護を行います。

基本施策 3 同伴する子どもへの支援

被害者の一時保護に当たっては、関係機関が連携して、同伴する子どもに対する支援を行います。

基本施策 4 被害者の情報管理の徹底

加害者から逃れた被害者の情報を加害者に知られることのないよう、情報管理を徹底します。

基本目標 4 被害者の自立に向けた支援の充実

基本施策 1 生活や経済的基盤の安定のための支援

被害者が新たな生活を始めるに当たり、生活や経済基盤を安定させることが重要であるため、住居の確保や援護制度の利用、就業に関する支援を行います。

基本施策 2 各種手続や制度に関する情報提供

被害者が新たな生活を始めるに当たり必要な手続について情報提供するとともに、住民票を異動できないことにより不利益が生じないように配慮します。また、離婚等の手続の相談窓口などについても情報提供を行います。

基本施策 3 同伴する子どもの就学等の支援

同伴する子どもがいる場合、教育委員会や学校、幼稚園、保育所等と連携を図り、住民票を異動できない被害者の子どもの就学や予防接種等の手続について対応します。

基本施策 4 精神的なケアの実施

心身ともに被害から回復できるよう、被害者本人及び同伴した子どもの精神的なケアを行います。

基本目標 5 関係機関・団体との連携の推進

基本施策 1 関係機関や団体との連携

関係機関や団体と連携し、被害者の発見、相談への対応、保護から自立に向けた支援まで、それぞれの役割を生かして被害者に寄り添った切れ目のない継続した支援を行います。

基本施策 2 子ども・女性支援ネットワークの活用

子ども・女性支援ネットワークを活用し、様々な機関・団体の協力を得ながら、きめ細かな被害者支援に努めます。

9 計画の推進

(1) 庁内の推進体制

関係課職員を構成員とする「配偶者等からの暴力被害者支援庁内連絡会議」を開催します。

(2) 関係機関・団体との連携

「旭川市子ども・女性支援ネットワーク実務者会議」において、計画の進捗状況を報告し、その意見を踏まえながら計画の推進を図ります。